

事務連絡
平成18年6月8日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長
各都道府県私立学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
岡 誠 一

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
山 口 敏

防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について

平成18年6月7日、新潟県五泉市立村松小学校において、遺憾ながら、児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生しました。

防火シャッター閉鎖作動時の危害防止については、これまでも「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」（平成10年10月13日付け10施指第49号）、「安全で快適な学校施設を維持するために」（平成13年3月）、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」（平成16年6月4日付け事務連絡）等により、各学校において適切な対応をお願いしてきたところです。

今後、このような事故を未然に防止するために、各学校において、防火シャッターの設置位置、役割、作動状況及び危険性等について児童生徒等に繰り返し認識させ、特に、小学校では、低学年の児童による事故の発生が多いことから、入学後できるだけ早い時期に危険性等について周知徹底するようお願いいたします。また、煙感知器や防火シャッター等を点検する場合には、児童生徒等の安全に十分配慮し、異常がある場合は早急に補修する等、適切な安全対策を講じるようお願いいたします。

平成13年3月に配布しましたパンフレット「安全で快適な学校施設を維持するために」(参照URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05010601.htm) については、教職員等への配布などにより合わせて周知徹底をお願いいたします。

また、平成17年に改正された建築基準法施行令（平成17年7月21日政令第246号）及び告示（建告第2563号、同第2564号）において、新築、増築又は大規模な改修等を行う場合には、防火シャッターについて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられたことにも留意願います。

さらに、各都道府県教育委員会にあっては、域内の各市区町村及び学校に対して、各都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、このことを周知徹底するようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先：大臣官房文教施設企画部施設企画課指導第一係

TEL：03-5253-4111 内線2291（廣田）